

江府町訓令第 9 号

江府町公共事業用地事務のうち抵当権付土地の取得に係る取扱要領をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江府町長 白石 祐治

江府町公共事業用地事務のうち抵当権付土地の取得に係る取扱要領

令和8年7月1日

江府町訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、江府町に係る公共事業の施行に必要な土地の取得等について、抵当権の設定登記が抹消できないため所有権移転の登記を保留している用地について、必要な事項を定めるものとする。

(抵当権に係る特例)

第2条 抵当権の設定登記が抹消できないため所有権移転の登記を保留している用地のうち、実施機関が次のいずれかに該当すると認めるものについては、当該抵当権の設定登記が抹消される前においても、所有権移転の登記を行うことができる。この場合において、当該抵当権に係る債権が消滅等していると判断されるときは、できる限り当該債権の消滅等の証拠となる書類（領収書の写し等）を徴しておくとともに、抵当権設定地の所有権移転登記処理簿（様式1号による。）を調製し保管しなければならない。

- (1) 戦前に抵当権が設定された用地のうち、当該抵当権の被担保債権が少額（1万円以下をいう。）又は金銭以外のものであって、既に弁済されているもの、又は弁済は確認できないが債権者の死亡等により抵当権が実行されるおそれはほとんどないと認められるもの
- (2) 用地を含む一団の土地に抵当権が設定されている場合において、当該抵当権に係る債務の一部が履行されたことにより、用地に係る抵当権は消滅したと見なすこと又は実行しないことについて、抵当権者と合意が成立していることが確認できるもの

(雑則)

第3条 前条第1号の規定を適用する場合においては、聞取表等の作成により、事実確認の経過及びその状況を記録しておくものとする。

- 2 前条第2号の規定を適用する場合においては、土地所有者を通じ抵当権者から権利行使しない旨の同意書等を徴収しておくものとする。なお、同意書等を徴収することができないときは、前項の規定に準じてその旨を記録しておくものとする。

附 則

- 1 この要領は公布の日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に用地の取得等について交渉又は手続が進行中の事案については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

抵当権設定地の所有権移転登記処理簿

（課）

課長	参事	合議	主査	起 案 年月日	事業		土地		土地所有者		抵当権設定登記			抵当権の抹消登記をすることなく所有権移転登記をする理由	所 有 権 移転登記 年 月 日
					年度	工事名	所在、 地番	面積	住所	氏名	年月日	債権額	債権者 名		

- （注） 1 土地所有者が物上保証人である場合は、「土地所有者」欄に債権者の住所、氏名を（ ）書で併記すること。
- 2 「抵当権の抹消登記をすることなく所有権移転登記をする理由」欄は、江府町公共事業用地事務のうち抵当権付土地の取得に係る取扱要領第 5 条各項のいずれに該当するかをなるべく詳細に記載すること。